

子ども・子育て支援新制度に伴う 児童健康福祉専門分科会での 検討事項等について

平成25年度柏市健康福祉審議会
第1回児童健康福祉専門分科会
(平成25年10月4日)

新制度の全体像

◎新制度における子ども・子育て支援の取組は、「給付」と「事業」で構成される

子ども・子育て支援給付

施設型給付

認定こども園
幼稚園
保育園

教育・保育施設

地域型保育給付

小規模保育
家庭的保育
居宅訪問型保育
事業所内保育

地域型保育事業

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援 <新規>

子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で、相談に応じ、情報提供などを行う事業

②地域子育て支援拠点事業

③一時預かり事業

④ファミリー・サポート・センター事業

⑤病児・病後児保育事業

⑥妊婦健診

⑦乳児家庭全戸訪問事業

⑧養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業)

⑨子育て短期支援事業

⑩延長保育事業

⑪放課後児童クラブ（柏市では「こどもルーム」）

対象児童が、「概ね10歳未満の小学生」から「小学生」に拡大される

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 <新規>

⑬多様な主体の参入促進のための事業 <新規>

附属機関の審議事項

附属機関名	新たな給付制度の 創設等	認定こども園制度 の改善	地域子ども・子育て 支援事業
柏市健康福祉審 議会	・ 保育園，地域型保育事業の<u>認可</u>に関する意見聴取 ・ 地域型保育事業の認可<u>基準</u> ・ 給付の対象となる施設・事業の運営<u>基準</u>	・ 幼保連携型認定こども園の<u>認可</u>に関する意見聴取 ・ 幼保連携型認定こども園の認可<u>基準</u>	・ 放課後児童クラブの設備運営<u>基準</u>
柏市子ども・子 育て会議	「子ども・子育て支援事業<u>計画</u>」の策定，見直し，点検・評価 教育・保育（教育・保育施設や地域型保育事業等），地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「提供体制の確保の内容及びその実施時期」など 教育・保育施設，地域型保育事業所の利用定員の設定		

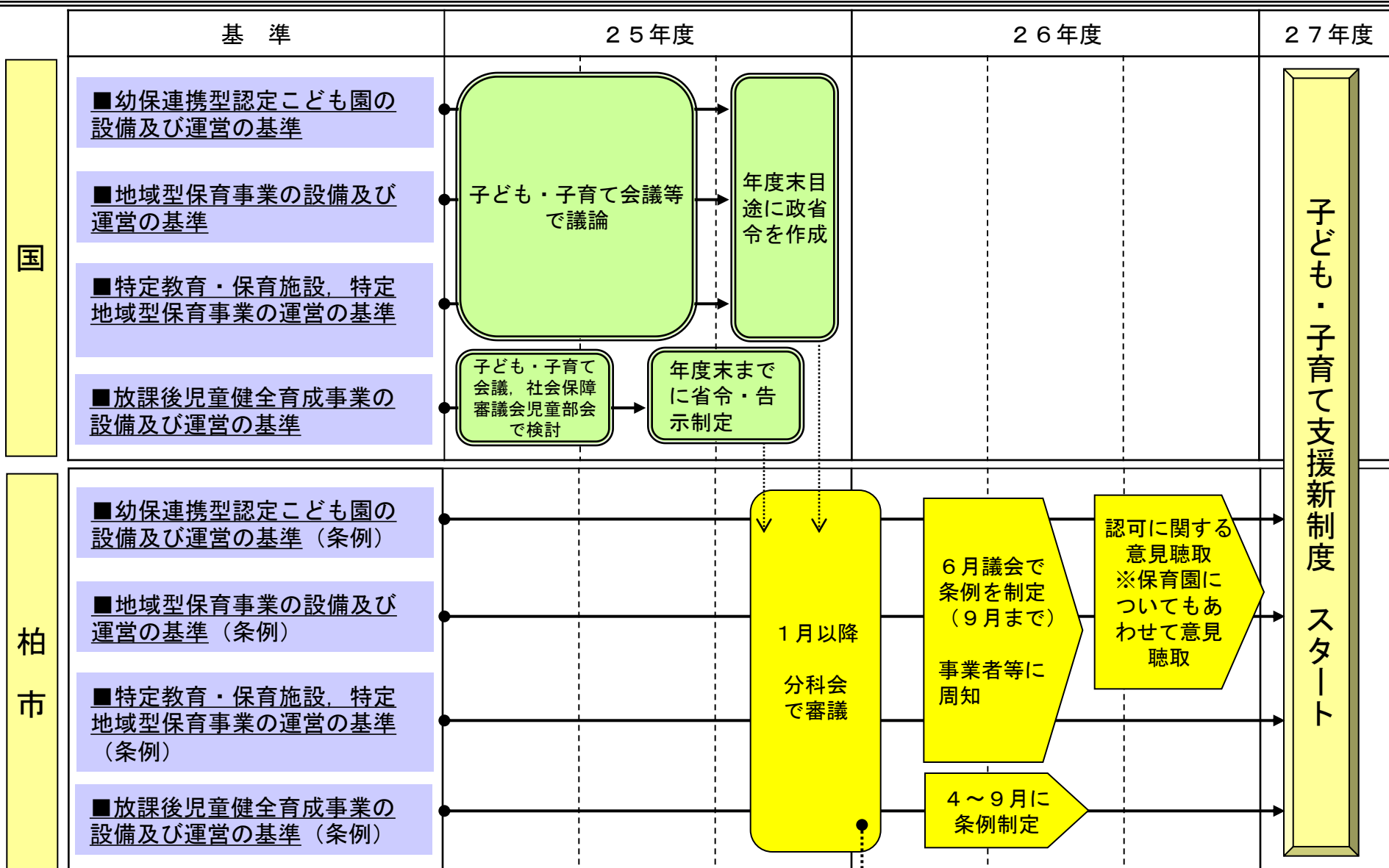
柏市子ども・子育て会議の設置

名 称	柏市子ども・子育て会議
委員の構成	15名 ○保護者3名 ○認定こども園事業者の代表1名 ○幼稚園事業者の代表1名 ○保育園事業者の代表1名 ○駅前認証保育施設事業者の代表1名 ○子育て支援関係者3名 ○学識経験者2名 ○公募委員3名

会議の開催状況・今後の予定

- | | |
|----------------|---|
| 第1回 7月26日 | ・・・新制度の概要、計画の枠組み等 |
| 第2回 8月21日 | ・・・○教育・保育の現状と課題
○こどもルーム（放課後児童健全育成事業）の現状と課題 |
| 第3回 9月27日 | ・・・地域における子育て支援の現状と課題 |
| 第4回 10月22日（予定） | ・・・ニーズ調査の方法、内容（予定） |
| 第5回 未定 | ・・・基本指針を踏まえた計画のあり方等（予定） |
| 第6回 未定 | ・・・ニーズ調査結果の分析（予定） |
| 第7回 未定 | ・・・事業量の見込みの設定（予定） |

検討する基準と今後のスケジュール



基準の概要等

		幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準	地域型保育事業の設備及び運営の基準	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営の基準	放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
背 景		幼保連携型認定こども園については、制度改正により、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みにすることとされました。	地域型保育事業については、市町村の認可事業として児童福祉法に位置づけた上で、利用者が多様な施設・事業から選択できる仕組みにすることとされました。	教育・保育施設等の質を確保するため、認可基準を満たした施設・事業者が、行政のチェック（市町村の確認）を受けることで、公費を受けられる仕組みになりました。	現在、ガイドラインに定められている放課後児童クラブを運営するに当たっての基本的事項について、それを条例で定めることになりました。
概 要		指定都市等（中核市）は、幼保連携型認定こども園の設置・廃止等に係る認可を行います。	市町村は、地域型保育事業の設備及び運営についての認可を行います。	市町村は、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援を行います。	市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めます。
主な項目	従うべき基準	○学級編制，配置する園長，保育教諭その他の職員及びその員数 ○設備に関する事項（保育室の床面積等） ○運営に関する事項	○従事する者及びその員数 ○運営に関する事項で，児童の適切な処遇の確保，秘密の保持，児童の健全な発達に密接に関連するもの	○利用定員 ○運営に関する事項であって，小学校就学前子どもの適切な処遇の確保，秘密の保持，小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの	○従事する者及びその員数
	参酌すべき基準	上記以外のもの	上記以外のもの ・保育室及びその面積（面積基準）〔小規模保育〕等	上記以外のもの	上記以外のもの ・施設・設備 ・開所日数 ・開所時間 等